

令和6年度循環関連産業における先進的取組推進事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度循環関連産業における先進的取組推進事業業務委託

2 概要と目的

循環型社会の構築に向けて、世界的な資源制約や気候変動、さらには社会的課題の解決に対応していくため、資源循環に関わるあらゆる事業者にSDGsやDXの視点も踏まえたイノベーションや積極的なチャレンジが求められている。また、2050年のカーボンニュートラルへの動きをチャンスととらえ、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を産業・経済の発展につなげていく視点から、積極的にCO2排出削減のための高度な技術を活用した資源循環等を促進する必要がある。

三重県では、資源循環に関わる事業者の主体的かつ先導的な取組を一層促進し、社会全体の「3R+R」に向けた動きを加速させるため、循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保の取組を促進している。

循環関連産業では、人手不足や業界のイメージアップが深刻な課題となっており、事業者の主体的な取組を促進するための土台として、多様な人材を確保し、企業に定着してもらえるような働きやすい職場づくりが必要不可欠である。

本業務では、資源循環に関わる事業者を対象とした働きやすい職場づくりを実現するためのセミナー開催及びアドバイザー派遣を開催する。

3 履行期間

契約の日から令和7年3月17日（月）まで

4 履行場所

三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

5 業務内容

（1）トップセミナーの開催

人手不足の解消やイメージアップが課題である循環関連産業において、多様な人材から選ばれる企業となるような働きやすい職場づくりに関するセミナーを、企業の経営者層や管理者を対象に開催する。

①対象者

県内の循環関連産業の経営者や管理者

②開催スケジュール

別紙1の予定を基本に実施すること。

③開催方法、規模等

県内の循環関連産業の経営者や管理者を対象に広く参加者を募る。

参加見込人数を、100名（現地50名、Web50名）として計画する。会場については三重県内での開催とし、公共交通機関などの利便性を考慮し、提案すること。また、Web会議システム等を利用して遠隔での参加も可能とすること。開催に必要となる機材やシステム環境は受託者の責任により準備するものとする。参加者は、無料で参加できるものとする。

④講師

講師による講演を行うものとし、講師は、以下の要件を満たす者を提案し、その中から2～3名程度県と協議のうえ、決定するものとする。

- ・資源循環業界と働きやすい職場づくりに精通し、深い知見を有していること。
- ・働きやすい職場づくりに関するセミナーや研修等の講師としての実績が多数あること。
- ・報償費、旅費、食糧費等講師にかかる一切の費用は、受託者が負担する。

⑤内容

セミナーのプログラムは、循環関連産業事業者の今後の人材確保に向けた取組みの参考になる内容であること。

また、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 講師との質疑応答の機会を設けること。Web参加者についても、双方向でのやりとりができるること。
- (イ) 参加者に対し、事業効果を測定するためのアンケート調査を実施すること。アンケートの内容は、県と協議のうえ決定すること。アンケートの手法は問わないが、回収率が高くなる方法を採用すること。アンケート結果は集計のうえ、報告書に添付すること。

⑥講演資料作成

講演資料は、講演に使用するパワーポイント等とする。

講演資料は、セミナー終了後に三重県HP（三重県公式YouTubeチャンネル等）にて公開することを前提に作成し、pptxまたはPDF形式で提出する。また、講演の様子を撮影した録画データを併せてmp3またはmp4形式で提出すること。

講演内容については、講演終了後1か月程度の間、公開することを予定しているが、公開にあたっては、講師の意向等を踏まえ、協議のうえ、公開するかどうか決定することとする。

講演資料作成にあたっては、循環関連産業事業者がどのように人材確保・イメージアップに取り組むべきかについて、関心を抱くことができる内容となるよう考慮すること。

（2）働きやすい職場づくりを実現するためのアドバイザー派遣業務

派遣要望のあった県内の資源循環に関わる事業者に対しアドバイザーを派遣することで、事業者の課題に応じた効果的な支援を行うことにより、働きやすい職場づくりを推

進する。

①アドバイザー派遣の目的

- ・派遣業務の中で、事業者が人材確保のために定める目標を達成する。
- ・派遣終了後も、事業者が継続して人材確保に取り組める体制を築く。
- ・派遣先での取組の発信により、県内他企業の参考となるモデル事例を創出する。

②対象者

資源循環に関わる事業を営んでおり、アドバイザーの派遣を希望する県内事業者であり、取組成果をモデル事例として発信することに協力できる事業者とする。対象者の募集にあたっては、多くの事業者に本業務について幅広く周知される方法を提案し、実施すること。派遣事業者の決定にあたっては、県と連携のうえ選定すること。

③派遣事業者数・回数

下記から事業者が希望するものを選択する。派遣回数は1社につき4回程度、計3社、延べ12回を想定する。

- ・働きやすい職場づくり
- ・HPやプロモーション動画の作成等によるイメージアップ

④派遣場所・方法

原則、アドバイザーが派遣事業者に出向くこととする。ただし、効果的に実施できる場合や、その他県が認める場合は、Web会議システム等を利用して、遠隔での実施も可とする。なお、Web会議システムの利用環境等については、受託者の責任において確保すること。

⑤アドバイザーの要件

派遣するアドバイザーは、以下の要件を満たす者を提案し、その中から派遣を希望する事業者の課題に適したアドバイザーを派遣すること。

- ・循環関連産業と働きやすい職場づくりに関する知識があり、事業者の課題解決に対するアドバイスがされること。
- ・過去に働きやすい職場づくり等に関するセミナーや研修等の講師としての実績があること。

⑥取組成果の発信

アドバイザー派遣での実施内容やその後の進捗状況について、他の循環関連産業を中心に幅広く情報共有することを予定している。

6 報告書作成

受託者は、7に定める内容を記載した報告書を作成すること。

7 成果品の提出

本業務に関する報告書を紙媒体2部、電子媒体（DVD-R等）1部を県に提出すること。報告書には、次の項目を必ず含めること。

- ・委託業務の実施内容

- ・委託業務にかかる経費の内訳
 - ・講演参加者一覧
 - ・アンケート結果まとめ
 - ・アドバイザー派遣業務の進捗状況
 - ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- その他、5に定める講演資料、録画データ等を提出すること。

8 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が7(1)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係からの暴力団等排除条例第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。そのほか、県のホームページに掲載等のため、二次利用について承諾するものとする。
- (6) 県は、必要に応じて、受託者に報告を求めることができるものとする。
- (7) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(別紙1)

実施計画

業務内容	実施期限	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
セミナー開催日	10月中					↔					
講師の選定	8月末		→								
セミナーの周知				→							
セミナー運営					→						
アンケート実施						→					
アドバイザー派遣	2月末			→							
派遣成果の発信	3月上旬								→		
報告書作成	3月17日								→		